

令和4年11月12日

組合員 各位

新得町農業協同組合
代表理事組合長 太田 眞弘

化学肥料購入支援給付金事業（道事業）の申請のご案内

日頃より、農協事業運営につきましては特段なるご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

今般の肥料高騰に伴う補助事業として、道の「**化学肥料購入支援金給付事業**」国の「**肥料高騰対策事業**」、の2つが示されています。それぞれの事業の申請時期や概要をご案内申し上げます。

また、道事業の申請申込書を添付致しますので、期日までのご提出を宜しくお願い申し上げます。

記

●化学肥料購入支援金給付事業 【道事業】

1. 事業の目的

化学肥料を購入する道内農業者の肥料購入費の負担軽減を図ることを目的とする。

2. 給付単価 3,125 円/ t （道予算超過時は単価調整あり・ t 未満切り捨て）

3. 事業対象肥料

令和4年6月1日～令和4年12月31日までの間に**発注**され、令和5年5月31日までに**納品**された**化学肥料**

※化学肥料＝肥料法に基づき普通肥料に規定される、窒素質肥料、リン酸質肥料、カリ質肥料、副産肥料等、複合肥料及びこれらの肥料を原則として配合される肥料。

<注意事項>

・今後納品予定の化学肥料については**発注書での申請**が主となります。**11 月末を目途に発注を完了させて下さい。**

・対象肥料については購入先、HP でご確認願います。

◆化学肥料購入支援金給付事業HP www.hkd-hiryu.jp

※HP に記載の無い肥料については、購入先でご確認願います。

- ・**1 戸あたり 1 回の申請が基本**となり、申請後の**追加申請はできません**のでお気を付け願います。
- ・事業申請後の**発注数量の減少**や、**返品**は支援金の返還となります。発注数量の遵守をお願い致します。
- ・同一肥料を JA と商系で重複申請した場合は不正受給となりますのでご注意ください。
- ・申請後の道協議会による抽出調査は農業者個人に入りますのでご承知おき下さい。

4. JAによる事業申請とりまとめについて

組合員資格	化学肥料の 発注・購入先	申請方法	お問い合わせ先
正組合員の方	JA 生産資材課	JA でとりまとめて、一括申請と 致します。	JA 生産資材課 64-5821 JA 経営課 64-6499
	JA 生産資材課+商系		
	商系のみ	原則購入先とご相談のうえ個 人申請をお願い致します。	役場産業課 64-0525
正組合員 以外の方	—		

5. JAでの申請受付について

受付日時 令和4年12月12日(月)～12月15日(木) 9:00～15:00

場 所 JA 新得町 本所2階会議室

【JAで申請される方へ】

①別紙の「受付申込書」をご記入の上、令和4年12月5日(月)までにご提出願います。

提出先：JA 経営課 FAX64-3356

②肥料の「発注書」または「納品書」が必要です

JA 生産資材課での購入・発注分

◆発注書、納品書はJAでご用意致しますので、肥料発注を11月末までにお願い致します。

商系での購入・発注分

◆対象肥料の**発注書** または **納品書** (肥料が納品済みの場合は納品書)

※発注日(納品日)、肥料名、規格、発注数量(納品数量)が記載されているもの

※事業対象の肥料のみを記載したものをご用意願います。

③支援金の入金先により、ご用意頂くものがございます

●組勘をお持ちの方→JAでご用意致します。

●組勘をお持ちでない方→金融機関名、支店番号、口座名義、口座種別、口座番号が確認できる預金通帳の写し又はキャッシュカードの写し

6. 支援金給付時期

令和5年2月頃を予定しています。協議会から申請者に直接振込まれます。

7. その他

この内容はJA 新得町のホームページに掲載予定です。

掲載予定日 11月14日(月)

【別紙】道費事業 申請受付申込書

提出・お問い合わせ先

JA 新得町信用部経営課 行
TEL 64-6499 FAX 64-3356
提出日 令和 4 年 月 日

組勘番号 _____ 氏名 _____

※提出期日 令和 4 年 12 月 5 日 (月)

1. 申請する化学肥料の購入先について①～③を○で選択して下さい。

①JA のみ ② JA と商系の両方 (伝票が JA 生産資材課を通る物も含まれます)

※納品されていない肥料は発注書で申請致します。12 月上旬までに発注を完了させて下さい。

※②を選択された方は案内文書 5-②に記載の発注書及び納品書をご持参下さい。

2. 支援金の振込先について①～③を○で選択して下さい。

(組勘をお持ちでない方のみご回答願います。)

① JA 普通口座 ② その他

※組勘をお持ちではない方は②か③を選択し、案内文書 5-③に記載の預金通帳の写し若しくはキャッシュカードの写しをご持参願います。

3. 来所日時について予定をご記入下さい。

令和 4 年 月 日 時頃 来所予定

※受付日時 令和 4 年 12 月 12 日 (月) ～12 月 15 日 (木) 9:00～15:00

4. 案内文書 3.申請に関する注意事項につきまして、下記事項に承諾されていることの証明として□にレ点を入れて下さい。

- 化学肥料購入支援金給付金事業に申請後、発注数量を減らすことや返品することは支援金返還の対象となることを承知しました。
- 同一肥料を JA と JA 以外とで重複して申請することは不正受給の対象となることを承知しました。

●肥料高騰対策事業 【国事業】

1. 事業の目的

化学肥料の低減に向けて取組む農業者の肥料費を支援する。

2. 支援内容

化学肥料の2割低減の取組み（取組メニューのうち2つ以上の実施が条件）行う農業者に対して肥料コスト上昇分の7割を支援

※実際に化学肥料を2割減らすことではなく、2つ以上の取組を実施することが要件です。

支援額 = (当年の肥料費 - (当年の肥料費 ÷ 価格上昇率 ÷ 0.9)) × 0.7

※価格上昇率は来春に国から公表予定です。

主な取組メニュー（一部抜粋）

- ・土壌診断による施肥設計
- ・生育診断による施肥設計
- ・堆肥の利用
- ・有機質肥料（指定混合肥料等を含む）の利用
- ・緑肥作物の利用
- ・低成分肥料（単肥配合を含む）の利用
- ・可変施肥機の利用

3. 事業対象肥料

令和4年6月1日～令和5年5月31日の間に購入した肥料

※肥料登録のある全ての肥料が対象となります。

4. 申請時期

JAでの受付申請は令和5年3月以降を予定しています。決まり次第、再度ご連絡申し上げます。

以上